



父の遺産(預貯金)を長男が勝手に自分の口座に移していた。取り返せる？

相談者の気持ち

父親が亡くなった直後、父親と同居していた長男が勝手に、父親の預貯金を長男名義の口座に移していたことが分かりました。取り返すことはできるでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



もちろん、取り返すことはできます。ただ、具体的にどうすればよいのか、が問題の焦点ですね。これには、いくつかの方法が考えられます。

まずは、長男に預貯金の返還を請求して、いったん戻してもらい、相続人全員で財産を共同管理するというのがシンプルでしょう。しかし、これは、遺産分けのいわばスタートラインに戻ただけですから、その後に遺産分割協議というプロセスを経なければなりません。

その前に、父親の遺産が法律的には最終的にどのように配分されることになるのかというイメージを持ったほうがいいでしょうね。

遺産の分け方については、特に遺言が無い場合、各相続人の「割合」が民法で決まっています(これを法定相続分といいます)。ただ、必ずしもこの割合で分割しなければならないわけではなく、相続人の間で全遺産をどのように配分するかを協議して決定します。これには相続人全員の協議・合意成立が必要です。これを遺産分割協議といいます。

法定相続分についてこの事例で考えてみると、相続人は全部で何人いるのか、相談者と長男だけなのか、それとも、母親がまだ存命なのか、ほかに兄弟がいるのか、といった事情によっ

て、各人が本来受けられる相続の割合は異なります。また、相続財産の分け方については、長男が自分名義の口座に移した父親の預貯金が、遺産のかなりの割合を占めているのか、それとも部分的なものなのかによっても異なってきます。

例えば、もう母親もいない、相続人は長男と相談者だけというケースを考えてみましょう。この場合、長男と相談者は遺産を各2分の1の割合で相続することになります。そこで、長男名義の口座に移された預貯金が遺産全体の2分の1以下であれば、残りの遺産からあなた(相談者)が2分の1相当額を取得するという遺産分割協議を成立させればよいでしょう。

もっとも、遺産全体の構成がどのようなものかにもよりますが、預貯金は長男が移してしまったものだけで、後は、不動産が残っている場合、相談者が不動産ではなく預貯金の相続を希望すると、この方法は使えません。

こうして最終的に、長男との間で遺産の分割について意見がまとまらない場合は、家庭裁判所に遺産分割調停の申立てをするとよいでしょう。その調停のなかで、長男が預貯金を勝手に取得してしまったことを主張・立証し、その預貯金分も合わせた全遺産について、相談者が希望する遺産分割案を主張して調停を進めることとなります。

